

第百九回国会 内閣委員会 議 録 第 七 号

昭和六十二年九月十日(木曜日)

午後零時三十一分開議

出席委員

委員長 石川 要三君

理事 北口 博君

理事 戸塚 進也君

理事 宮下 創平君

理事 竹内 勝彦君

理事 有馬 元治君

理事 江藤 隆美君

理事 河野 洋平君

理事 佐藤 文生君

理事 前田 武志君

理事 谷津 義男君

理事 田口 健二君

理事 渡部 行雄君

理事 北橋 健治君

理事 柴田 睦夫君

出席國務大臣

國務大臣 後藤田正晴君

出席政府委員

内閣総理大臣官 國廣 道彦君

房外政務次官 平野 治生君

内閣総理大臣官 房参事官

委員外の出席者

議 員 角屋堅次郎君

内閣委員会調査 室長 大澤 利貞君

委員の異動

九月九日

辞任

柴田 睦夫君

補欠選任

正森 成二君

同日

辞任

補欠選任

第一類第一号

内閣委員会議録第七号

昭和六十二年九月十日

正森 成二君

柴田 睦夫君

同月十日

辞任

廣瀬 秀吉君

川端 達夫君

補欠選任

渡部 行雄君

北橋 健治君

同日

辞任

渡部 行雄君

北橋 健治君

補欠選任

廣瀬 秀吉君

川端 達夫君

九月四日

被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する

法律案(角屋堅次郎君外四名提出、衆法第九号)

八月二十八日

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する

請願(上原康助君紹介)(第六五三三三)

同(戸塚進也君紹介)(第七三三〇号)

同(松本十郎君紹介)(第七三三〇号)

同(松本十郎君紹介)(第七三三〇号)

同(松本十郎君紹介)(第七三三〇号)

同(松本十郎君紹介)(第七三三〇号)

同(松本十郎君紹介)(第七三三〇号)

同(松本十郎君紹介)(第七三三〇号)

同(松本十郎君紹介)(第七三三〇号)

同(松本十郎君紹介)(第七三三〇号)

同(松本十郎君紹介)(第七三三〇号)

同(松本十郎君紹介)(第七三三〇号)

同(松本十郎君紹介)(第七三三〇号)

同(松本十郎君紹介)(第七三三〇号)

同(松本十郎君紹介)(第七三三〇号)

同(松本十郎君紹介)(第七三三〇号)

同(松本十郎君紹介)(第七三三〇号)

同(松本十郎君紹介)(第七三三〇号)

同(松本十郎君紹介)(第七三三〇号)

紹介(第八〇三三三)

同(東中光雄君紹介)(第八〇四四四)

同(不破哲三君紹介)(第八〇五五五)

同(外一件(矢島恒夫君紹介)(第八〇六六六)

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する

請願(鴻池祥肇君紹介)(第八〇七七七)

同(柴田睦夫君紹介)(第八〇八八八)

同(鈴木康雄君紹介)(第八〇九九九)

同(大村義治君紹介)(第八一〇一〇)

同(宮下創平君紹介)(第八一〇二一)

同(海軍特務士官、准士官の恩給格付是正に關する

請願(細田吉藏君紹介)(第八一〇三二)

同(上村千一郎君紹介)(第八一〇四三)

同(佐藤敬夫君紹介)(第八一〇五四)

同(武藤嘉文君紹介)(第八一〇五五)

同(山本幸雄君紹介)(第八一〇六六)

同(若林正俊君紹介)(第八一〇七七)

同(渡部恒三君紹介)(第八一〇八八)

九月一日

元從軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

(愛野興一郎君紹介)(第八一〇九九)

同(外一件(有馬元治君紹介)(第八一〇一〇)

同(小泉純一郎君紹介)(第八一〇二一)

同(外四件(月原茂雄君紹介)(第八一〇三二)

同(外四件(戸塚進也君紹介)(第八一〇四三)

同(中路雅弘君紹介)(第八一〇五四)

同(宮里松正君紹介)(第八一〇五五)

同(愛野興一郎君紹介)(第八一〇六六)

同(今井勇君紹介)(第八一〇七七)

同(外五件(大村義治君紹介)(第八一〇八八)

同(相沢英之君紹介)(第八一〇九九)

同(矢島恒夫君紹介)(第八一〇一〇)

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する

請願(児玉健次君紹介)(第八一〇二一)

同(宮里松正君紹介)(第八一〇三二)

同(宮里松正君紹介)(第八一〇三二)

同(宮里松正君紹介)(第八一〇三二)

同(宮里松正君紹介)(第八一〇三二)

同(宮里松正君紹介)(第八一〇三二)

同(宮里松正君紹介)(第八一〇三二)

同(野坂浩賢君紹介)(第八一〇三三三)

旧台灣出身元日本軍人軍属補償に関する請願

(平沼超夫君紹介)(第八一〇三三四)

同(稻葉修君紹介)(第八一〇三三五)

同(小泉純一郎君紹介)(第八一〇三三六)

同(松野頼三君紹介)(第八一〇三三七)

旧海軍特務士官、准士官の恩給格付是正に關する

請願(左藤恵君紹介)(第八一〇三三八)

同(田邊國男君紹介)(第八一〇三三九)

同(吹田悦君紹介)(第八一〇三四〇)

同(天野公義君紹介)(第八一〇三四〇)

同(伊藤宗一郎君紹介)(第八一〇三四一)

同(石川要三君紹介)(第八一〇三四二)

同(石原慎太郎君紹介)(第八一〇三四三)

同(大石千八君紹介)(第八一〇三四四)

同(小泉純一郎君紹介)(第八一〇三四五)

同(小坂徳三郎君紹介)(第八一〇三四六)

同(竹中修一君紹介)(第八一〇三四七)

同(中川昭一君紹介)(第八一〇三四八)

同(福永健司君紹介)(第八一〇三四九)

同(与謝野馨君紹介)(第八一〇三五〇)

同(与謝野馨君紹介)(第八一〇三五〇)

同(与謝野馨君紹介)(第八一〇三五〇)

同(与謝野馨君紹介)(第八一〇三五〇)

同(与謝野馨君紹介)(第八一〇三五〇)

同(与謝野馨君紹介)(第八一〇三五〇)

同(与謝野馨君紹介)(第八一〇三五〇)

同(与謝野馨君紹介)(第八一〇三五〇)

同(与謝野馨君紹介)(第八一〇三五〇)

同(与謝野馨君紹介)(第八一〇三五〇)

同(与謝野馨君紹介)(第八一〇三五〇)

同(与謝野馨君紹介)(第八一〇三五〇)

同(与謝野馨君紹介)(第八一〇三五〇)

同(与謝野馨君紹介)(第八一〇三五〇)

同(与謝野馨君紹介)(第八一〇三五〇)

同(与謝野馨君紹介)(第八一〇三五〇)

同(与謝野馨君紹介)(第八一〇三五〇)

同(与謝野馨君紹介)(第八一〇三五〇)

同(与謝野馨君紹介)(第八一〇三五〇)

同(与謝野馨君紹介)(第八一〇三五〇)

る請願(大塚雄司君紹介)(第一一四二号)

同(増岡博之君紹介)(第一一四二号)

同(奥野誠亮君紹介)(第一一三七号)

同(飯岡兵輔君紹介)(第一一三八号)

同(小泉純一郎君紹介)(第一二二九号)

同(高村正彦君紹介)(第一二二〇号)

同(佐藤守良君紹介)(第一二二二一号)

同(中村靖君紹介)(第一二二三二号)

同(田村良平君紹介)(第一二六九号)

元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

(愛野興一郎君紹介)(第一一四三三三)

同(伊藤茂君紹介)(第一一四四四)

同(岩垂善男君紹介)(第一一四五五)

同(上田哲君紹介)(第一一四六六)

同(上原康助君紹介)(第一一四七七)

同(川端達夫君紹介)(第一一四八八)

同(柴田睦夫君紹介)(第一一四九九)

同(野坂浩貴君紹介)(第一一五〇〇)

同(吉田之久君紹介)(第一一五一二)

同(愛野興一郎君紹介)(第一一五三四)

同(工藤晃君紹介)(第一一五五五)

同(一井(鴻池祥肇君紹介)(第一一五六六)

同(中路雅弘君紹介)(第一一三七七)

同(藤本孝雄君紹介)(第一一三八八)

同(外六件(船田元君紹介)(第一一三九九)

同(愛野興一郎君紹介)(第一二七〇〇)

同(工藤晃君紹介)(第一二七一七)

同(外一件(齊藤節君紹介)(第一二七二八)

同(外一件(日等勝之君紹介)(第一二七三三)

国家秘密法案の再提出反対に関する請願(柴田

睦夫君紹介)(第一二五二二)

同(柴田睦夫君紹介)(第一二四〇〇)

同(柴田睦夫君紹介)(第一二四四四)

国家機密法制定反対に関する請願(岡崎万寿秀

君紹介)(第一二二二二)

同(三野優美君紹介)(第一二六七七)

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する

請願(船田元君紹介)(第一二二三三)

同月三日

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する

請願(山口健二君紹介)(第一二九七七)

旧台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願

(与謝野馨君紹介)(第一二九八八)

同(石橋政嗣君紹介)(第一三三四四)

同(有馬元治君紹介)(第一四一七七)

同(伊藤宗一郎君紹介)(第一四一八八)

同(外一件(小澤源君紹介)(第一四一九九)

同(戸塚進也君紹介)(第一四二〇〇)

同(松本十郎君紹介)(第一四二二二)

同(北口博君紹介)(第一四八二二)

同(沢田広君紹介)(第一四八二二)

同(戸塚進也君紹介)(第一四八三三)

同(友納武人君紹介)(第一四八四四)

同(外一件(中村靖君紹介)(第一四八五五)

同(長谷川峻君紹介)(第一四八六六)

元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

外十四件(山口健二君紹介)(第一二九九九)

同(外一件(甘利明君紹介)(第一四二五五)

同(外一件(竹中修一君紹介)(第一四二六六)

同(外一件(戸沢政方君紹介)(第一四二七七)

同(外一件(前田武志君紹介)(第一四二八八)

同(外四件(宮下創平君紹介)(第一四二九九)

同(外九件(北口博君紹介)(第一四八七七)

国家機密法制定反対に関する請願(柴田睦夫君

紹介)(第一三三三三)

同(矢島恒夫君紹介)(第一四一六六)

国家秘密法案の再提出反対に関する請願(柴田

睦夫君紹介)(第一三三三五)

同(柴田睦夫君紹介)(第一四三〇〇)

旧海軍特務士官、准士官の恩給格付是正に關す

る請願(越智通雄君紹介)(第一四二二二)

同(塚原俊平君紹介)(第一四二三三)

同(松本十郎君紹介)(第一四二四四)

同月四日

国家機密法制定反対に関する請願(田中恒利君

紹介)(第一五四五五)

同(土井たか子君紹介)(第一五四六六)

同(安井吉典君紹介)(第一五四七七)

国家機密法制定反対に関する請願(浦井洋君紹

介)(第一五四八八)

同(柴田睦夫君紹介)(第一五四九九)

旧台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願

(有馬元治君紹介)(第一五五〇〇)

同(外一件(奥野誠亮君紹介)(第一五五一二)

同(高沢寅男君紹介)(第一五五二二)

同(外一件(西岡武夫君紹介)(第一五五三三)

同(日井日出男君紹介)(第一五五五五)

同(永末英一君紹介)(第一五五七七)

同(羽田孜君紹介)(第一五五八八)

同(外一件(箕輪登君紹介)(第一五五九九)

同(大坪健一郎君紹介)(第一五六〇〇)

同(中村靖君紹介)(第一五六一一)

同(長田武士君紹介)(第一五六一二)

同(春日一幸君紹介)(第一五六一三)

同(中西續介君紹介)(第一五六一四)

旧海軍特務士官、准士官の恩給格付是正に關す

る請願(相沢英之君紹介)(第一五五五五)

同(大坪健一郎君紹介)(第一五五五五)

同(小泉純一郎君紹介)(第一五五五五)

同(宮下創平君紹介)(第一五五五五)

同(飯岡兵輔君紹介)(第一五五五五)

同(鳩山邦夫君紹介)(第一五五五五)

同(林義郎君紹介)(第一五五五五)

元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

(田川誠一君紹介)(第一五五五五)

同(高沢寅男君紹介)(第一五五五五)

同(錦切康雄君紹介)(第一五五五五)

同(田川誠一君紹介)(第一五五五五)

同(外三件(小宮山重四郎君紹介)(第一五五五五)

国家機密法案の再提出反対に関する請願(小川

国彦君紹介)(第一五五五五)

同(柴田睦夫君紹介)(第一五六一一)

同(外一件(田川誠一君紹介)(第一五六一二)

同(高沢寅男君紹介)(第一五六一三)

同(外一件(左近正男君紹介)(第一五六一三)

同(外一件(田川誠一君紹介)(第一五六一四)

同(金子みつ君紹介)(第二〇〇四四)

同(河上民雄君紹介)(第二〇〇五五)

同(菅真人君紹介)(第二〇〇六六)

同(外一件(田川誠一君紹介)(第二〇〇七七)

同(土井たか子君紹介)(第二〇〇八八)

同(岩佐恵美君紹介)(第二〇〇九二)

同(田中美智子君紹介)(第二〇〇九二)

同(寺前巖君紹介)(第二〇〇九三)

同(小川国彦君紹介)(第二〇〇九三)

同(檜崎弥之助君紹介)(第二〇〇九三)

同(藤原房雄君紹介)(第二〇〇九三)

同(松前仰君紹介)(第二〇〇九三)

同(山田英介君紹介)(第二〇〇九三)

同(山花貞夫君紹介)(第二〇〇九三)

同(山下八洲夫君紹介)(第二〇〇九三)

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する

請願(川端達夫君紹介)(第一七〇四四)

同(和田一仁君紹介)(第一七〇五五)

同(若林正俊君紹介)(第二〇〇〇〇)

三宅島官民共用空港建設計画即時撤回に関する

請願(田中美智子君紹介)(第二〇〇七〇)

は本委員会に付託された。

九月一日

旧軍人軍属恩給受給資格欠格者の救済に關する

陳情書(名古屋市中区三の丸三の一の二愛知県

議院内松井治之外八名)(第九〇〇)

国家秘密法制定反対に関する陳情書外一件(長

崎県東彼杵郡川棚町中組郷川棚町議院内朝長菊

一外一名)(第九一〇)

青少年健全育成対策に關する陳情書(東京都千

代田区丸の内三の五の一東京都議院内若松貞一

外九名)(第九二〇)

米軍艦載機夜間着陸訓練場の三宅島建設反対に

關する陳情書(東京都三宅島三宅村坪田一七七

四寺澤晴男外一名)(第九三三)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案(角屋堅次郎君外四名提出、衆法第九号)
台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案起草の件
台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する件

○石川委員長 これより会議を開きます。

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般衆議院の理事等において御協議願ひ、お手元に配付いたしておりましたおりの起草案を得た次第であります。

本起草案の趣旨及び内容につきまして、私から概要を御説明申し上げます。

御承知のように、第二次世界大戦において多数の台湾の人々が日本の軍人軍属として動員され、戦死されたり負傷されたりした方も少なくないのであります。日本人の軍人軍属であった戦没者の遺族及び戦傷病者に対しては、戦後、戦傷病者戦没者遺族等保護法等の制定や軍人恩給の復活により、年金または一時金等が支給されております。

しかるに、台湾の人々は、戦後、日本国籍を失った結果、援護法または恩給法が適用されないこととなったのであります。

しかしながら、第二次世界大戦中、日本人の軍人軍属として動員された台湾の人々、特に戦没者の遺族や重度の戦傷病者の方々に對し、現状のままでは推移することは、人道的観点からも許されることではないと存じます。

したがって、この際、これらの方々に対し、弔慰等の意を表する趣旨で、弔慰金または見舞い金を支給するための法律を制定することが急務であると考え、ここに本起草案を作成した次第であります。

次に、起草案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本案は、人道的精神に基づき、台湾住民である日本の旧軍人もしくは旧軍属であった戦没者等の遺族及び戦傷病者で著しく重度の障害の状態にある者に対する弔慰金または見舞い金を支給するため、昭和六十三年からできるだけ速やかに必要な財政上の措置を講ずるものとし、その講ぜられた措置に基づき、日本赤十字社は、台湾にある救護及び社会奉仕を業務とする機関を通じて弔慰金または見舞い金を支給するものとするにいたしております。

なお、日本赤十字社は、前述の機関との間に弔慰金または見舞い金の支給に関する取り決めを締結するものとしたしております。

以上が本起草案の趣旨及び内容であります。

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○石川委員長 この際、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。

後藤田内閣官房長官。

○後藤田内閣官房長官 本件法律案につきましては、弔慰金及び見舞い金の額などについて慎重な検討が必要であると考えますが、政府としては特に異存はありません。

以上でございます。

○石川委員長 お諮りいたします。

本起草案を委員会の提案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○石川委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決しました。

なお、本法律案提出の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○石川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○石川委員長 次に、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案の提出に際し、戸塚進也君外四名より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同の五派共同提案に係る台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する件について決議されたいとの動議が提出されております。

本動議を議題といたします。

提出者より趣旨の説明を求めます。戸塚進也君。

○戸塚委員 ただいま議題となりました台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する件決議案につきまして、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同を代表いたしました、提案の趣旨を御説明申し上げます。

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する件(案)

政府は、「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律」が制定された場合、同法の実施に当たっては、千九百七十二年九月二十九日に発出された日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明及び千九百七十八年八月十二日に北京で署名された日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約にある諸原則を遵守し、精神を尊重すべきである。特に同共同声明第二項(日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する)及び第三項(中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する)において表明された日本国政府の立場を堅持すべきである。

右決議する。

ただいま委員会提出法律案と決しました法律案の趣旨説明にもありましたように、第二次世界大戦において台湾の人々が多数日本の軍人軍属として動員され、戦死されたり負傷されたりした方も少なくないのであります。これらの人々が戦後日本国籍を失ったこと等もあって、これまで何らの措置が講じられていないというのが実情であり、まことに遺憾に存じます。

そこで、先ほど可決されました法律案は、人道的精神に基づいて、弔慰金または見舞い金を支給することとしているのであります。政府がこの法律を実施するに当たっては、日中共同声明と日中平和友好条約にある諸原則を遵守し、その精神を尊重すべきであるというのが本決議案の趣旨であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)

○石川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○石川委員長 起立総員。よって、戸塚進也君外四名提出の動議のごとく決議することに決しました。

ただいまの決議に対し、内閣官房長官から発言を求められておりますので、これを許します。後藤田内閣官房長官。

○後藤田内閣官房長官 ただいまの決議を体し、政府として対処してまいりたいと考えております。

○石川委員長 なお、本決議の議長に対する報告及び関係方面への参考送付等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○石川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○石川委員長 次に、角屋堅次郎君外四名提出、被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。角屋堅次郎君。

被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案

法律案

〔本号末尾に掲載〕

○角屋議員 たいだいま議題となりました被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案につきまして、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表して、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

戦後、ソ連軍によりまして、軍人軍属のほか民間人も含め約五十七万五千人の方がシベリアを初めソ連領各地及び外蒙地域の収容所に連行収容され、酷寒の地におきまして、炭鉱労働、森林伐採等の強制労働に従事せられたばかりでなく、伝染病その他の病氣あるいは作業中の負傷によりまして、被抑留者の約一割にも及ぶ方々が亡くなられたのであります。

これらのいわゆるソ連被抑留者及びその御家族に對しましては、戦後、未復員者給与の支払い、留守家族援護等の措置が制度としてとられました。が、これらの措置は必ずしも十分であったとは言いがたく、また行き渡ったものとはなっておりません。また、南方地域におきましては、抑留国またはそれにかわって日本政府により被抑留者に対し労働報酬が支払われておりますが、ソ連被抑留者に対しては、ソ連政府はもとより日本政府からも労働報酬は一切支払われた事実はないのであります。

以上の事実にかんがみまして、ソ連被抑留者またはその遺族に對し、国としてその労苦に報いるため、特別な給付金を支給すべきであると考え、ここに被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概

要を御説明申し上げます。

第一に、特別給付金の支給を受けることができる者は、被抑留者、帰国前に死亡した被抑留者の遺族及び帰国後昭和六十三年四月一日前に死亡した被抑留者の遺族であります。ここで被抑留者と申しますのは、昭和二十年八月十五日以後ソビエト社会主義共和国連邦等に抑留された軍人軍属等をいうものとしております。

また、特別給付金の支給を受ける遺族の範囲は、これら死亡した被抑留者の死亡の当時における配偶者、子及び父母としており、これらの者の順位はそれぞれこの順序によることとしております。

第二に、特別給付金の支給は、これを受けようとする者の請求に基づいて行うこととしておりますが、この請求は、昭和六十六年三月三十一日までにしていただき、この期間に請求のない場合には特別給付金は支給しないこととしております。

第三に、特別給付金の額についてでございますが、被抑留者に支給するものにつきましては、その者の帰国の時期の区分に応じ、昭和二十年八月十五日から昭和二十一年十二月三十一日までの者には五十万円、昭和二十二年中の者には六十五万円、昭和二十三年中の者には八十万円、昭和二十四年一月一日以降の者には百万円といたしております。

また、遺族に支給する特別給付金につきましては、被抑留者に対する特別給付金の額の七割相当の額といたしております。

第四に、特別給付金は、その支給の請求があった日から三年以内に支払うものとしておりますが、請求者が被抑留者であり、かつ、高齢である場合には、できる限り速やかに支払わなければならないこととしております。

以上のほか、特別給付金の支給を受ける権利の認定及び同給付金に対する非課税措置等所要の事項を規定いたしております。

以上が本法律案の提案の理由及びその内容の概

要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○石川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、人道的精神に基づき、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する必要な事項を定めるものとする。

（弔慰金又は見舞金）

第二条 政府は、台湾住民である日本の旧軍人若しくは旧軍属であつた戦没者等の遺族又は台湾住民である日本の旧軍人若しくは旧軍属であつた戦傷病者で著しく重度の障害の状態にあるもの若しくはその遺族に対する弔慰金又は見舞金を支給するため、昭和六十三年度からできるだけ速やかに必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三条 前条第一項の規定により講ぜられた措置に基づき、日本赤十字社は、台湾にある救護及び社会奉仕を業務とする機関を通じて同項の弔慰金又は見舞金を支給するものとする。

（弔慰金及び見舞金の支給に関する取決め）

第四条 日本赤十字社は、前条に規定する機関と第二項第一項の弔慰金及び見舞金の支給に関する取決めを締結するものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

台湾住民である戦没者の遺族等が置かれている状況にかんがみ、人道的精神に基づき、これらの者に弔慰金又は見舞金を支給するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、弔慰金及び見舞金の支給に要する経費の額は現時点では未確定であるが、その支給事務に要する経費は当面約四千七百万円の見込みである。

被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案

被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、被抑留者及び帰国前に死亡した被抑留者又は帰国後に死亡した被抑留者の遺族に對する特別給付金の支給に關し必要な事項を規定するものとする。

（定義）

第二条 この法律において「被抑留者」とは、昭和二十年八月十五日以後ソビエト社会主義共和国連邦その他政令で定める地域に抑留された戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第二条に規定する軍人軍属その他の者（自己の意思により帰国しなかつたと認められる者を除く）をいう。

（特別給付金の支給）

第三条 被抑留者又は帰国前に死亡した被抑留者若しくは帰国後昭和六十三年四月一日前に死亡した被抑留者の遺族で、同日において日本の国籍を有するものには、特別給付金を支給する。

2 特別給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行う。

3 前項の請求は、総理府令で定めるところにより、昭和六十六年三月三十一日（帰国前に死亡

した被抑留者又は帰国後昭和六十三年四月一日前に死亡した被抑留者（以下「死亡被抑留者」と総称する。）の死亡の事実が判明した日が同年同月二日以後であるときは、死亡の事実が判明した日から起算して三年を経過する日）までに行わなければならない。

4 前項の期間内に特別給付金の支給を請求しなかつた者には、特別給付金は支給しない。

（特別給付金の支給を受けるべき遺族の範囲）

第四條 特別給付金の支給を受けるべき遺族の範囲は、死亡被抑留者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）及び父母とする。ただし、配偶者については、死亡被抑留者の死亡の日以後昭和六十三年三月三十一日以前に、死亡被抑留者の二親等内の血族（以下この項において「近親者」という。）以外の者の配偶者となつた者及び近親者以外の者の養子となり、かつ、同年四月一日において当該養子である者を除き、子については、死亡被抑留者の死亡の日以後同年三月三十一日以前に離縁によつて死亡被抑留者との当該親族関係が終了した者及び同年四月一日において近親者以外の者の養子となつてゐる者を除く。

2 死亡被抑留者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、その子は、死亡被抑留者の死亡の当時における子とみなす。

3 前項の子で、昭和六十三年四月二日以後に出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したものは、同年同月一日において日本の国籍を有してゐたものとみなす。

（特別給付金の支給を受けるべき遺族の順位等）

第五條 特別給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母の順序による。ただし、父母については、死亡被抑留者の死亡の日においてその者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしてゐたもの（死亡被抑留者の死亡の日においてその者が抑留されてゐなかつたならば、これらの条件に該当してゐたものと認められるものを含む。）を先にし、同順位の

父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

2 前項の規定により特別給付金の支給を受けるべき順位にある遺族が、昭和六十三年四月一日（死亡被抑留者の死亡の事実が判明した日）が同年同月二日以後であるときは、その死亡の事実が判明した日）以後引き続き一年以上生死不明である場合において、他に同順位者がないときは、次順位者の請求により、その次順位者（その次順位者と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者）を特別給付金の支給を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。

3 特別給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした特別給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別給付金の支給を受ける権利の認定は、全員に対してしたものとみなす。

（特別給付金の額）

第六條 被抑留者に支給する特別給付金の額は、その者の帰国の時期の区分に応じ次の表に掲げる額とする。

帰国の時期	特別給付金の額
昭和二十年八月十五日から昭和二十一年十二月三十一日まで	五〇〇,〇〇〇円
昭和二十二年一月一日から昭和二十三年三月三十一日まで	六五〇,〇〇〇円
昭和二十三年四月一日から昭和二十四年三月三十一日まで	八〇〇,〇〇〇円
昭和二十四年四月一日以降	一,〇〇〇,〇〇〇円

2 帰国前に死亡した被抑留者の遺族に支給する特別給付金の額は、その者に係る帰国前に死亡した被抑留者一人につきその死亡の時期の区分に応じ次の表に掲げる額とする。

死亡の時期	特別給付金の額
昭和二十年八月十五日から昭和二十一年十二月三十一日まで	三五〇,〇〇〇円

3 帰国後に死亡した被抑留者の遺族に支給する特別給付金の額は、その者に係る帰国後に死亡した被抑留者一人につきその帰国の時期の区分に応じ次の表に掲げる額とする。

帰国の時期	特別給付金の額
昭和二十年八月十五日から昭和二十一年十二月三十一日まで	三五〇,〇〇〇円
昭和二十二年一月一日から昭和二十三年三月三十一日まで	四五五,〇〇〇円
昭和二十三年四月一日から昭和二十四年三月三十一日まで	五六〇,〇〇〇円
昭和二十四年四月一日以降	七〇〇,〇〇〇円

（特別給付金の支払の時期）

第七條 特別給付金は、第三條第二項の請求があつた日から三年以内に支払うものとする。ただし、当該請求をした者が被抑留者であり、かつ、高齢である場合には、できる限り速やかに支払わなければならない。

（特別給付金に係る権利の承継）

第八條 特別給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者がその死亡前に特別給付金の支給の請求をしてゐなかつたときは、その者の相続人は、自己の名で、当該特別給付金の支給を請求することができる。

法律第六十号）第四十五條の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 前項の異議申立てについては、行政不服審査法第四十八條の規定にかかわらず、同法第十四條第三項の規定は、準用しない。

（譲渡又は担保の禁止）

第十條 特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、第六條第一項の特別給付金の支給を受ける権利については、その権利を有する被抑留者が、その請求前に、その者の配偶者、子又は父母で同項の特別給付金の支給を受ける権利を有するものに譲渡する場合は、この限りでない。

（差押えの禁止）

第十一條 特別給付金の支給を受ける権利は、差し押えることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による場合は、この限りでない。

（非課税）

第十二條 特別給付金には、所得税を課さない。

（特別給付金の支払に関する事務）

第十三條 特別給付金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 前項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

（権限の委任）

第十四條 この法律により内閣総理大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長にその一部を委任することができる。

2 第九條の規定は、前項の委任に基づいてされる処分についての審査請求に準用する。この場合において、同条第一項中「第四十五條」とあるのは、「第十四條第一項本文」と読み替へるものとする。

（総理府令への委任）

第十五條 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、総理府令で定め

る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四号第五号中「及び引揚者等に対する特別

交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律

第百十四号)」を、「引揚者等に対する特別交付

金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第百

十四号)及び被抑留者等に対する特別給付金の

支給に関する法律(昭和六十二年法律第

号)」に改める。

理 由

被抑留者及び帰国前に死亡した被抑留者又は帰国後に死亡した被抑留者の遺族に対し、その労苦に報いるため、特別給付金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約二千七百十二億円の見込みである。

昭和六十二年九月十六日印刷

昭和六十二年九月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局